

重要事項説明書

ショートステイあおば苑

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。申請中で認定をまだ受けていない方でも可能です。

1 事業者概要

法人名	社会福祉法人 徳島県心身障害者福祉会
主たる事務所の所在地	徳島県板野郡上板町神宅字西金屋36番地1
電話番号	088-694-5777
代表者氏名	理事長 三木 敏
設立年月日	昭和52年7月

2 ご利用事業所

事業所の種類及び名称	指定短期入所生活介護・ショートステイあおば苑（特養併設）
事業所の所在地	徳島県板野郡上板町西分字橋西1番地10
徳島県知事指定事業者番号	3671500076
施設長（管理者）の氏名	松野 和代
開設年月	平成10年5月1日
利用定員	10人
電話番号	088-637-6622
ファクシミリ番号	088-637-6623

3 ご利用事業所での併設事業

事業の種類	徳島県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
通所介護	令和2年3月25日	徳島県指令長第10061号	20人
第1号通所事業（*）	令和6年3月1日	上健推第195号	
短期入所生活介護	令和2年3月25日	徳島県指令長第10061号	10人
介護予防短期入所生活介護	令和6年3月29日	徳島県指令長第10282号	
居宅介護支援	令和2年3月25日	上福保第570号	—
老人在宅介護支援センター	—	—	—
介護老人福祉施設	令和2年3月25日	徳島県指令長第10063号	60人

*介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所介護相当サービス）

当事業所は鉄筋コンクリート造り2階建、スプリンクラー・エレベーター・冷暖房設備等が完備しています。なお、建物の延べ床面積は、3,613.56㎡（合築）です。

4 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

この事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(2) 事業運営の方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事介護・その他、生活全般にわたる援助を行います。

5 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、2人部屋など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備 考
2人部屋	1	1部屋の面積 30㎡ ・ 洗面台設置
4人部屋	2	1部屋の面積 43.2㎡・45.0㎡ 洗面台設置
食 堂	2	共用
機能訓練室	1	共用設備：ホットパック・ハドマ・マッサージチェア・平行棒 他
浴 室	2	一般浴槽・特殊浴槽
医 務 室	1	共用設備：吸引器・モニター・酸素ボンベ・滅菌機他
便 所	3	共同トイレのみ 本館2ヶ所・新館1ヶ所

* 上記の施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

6 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス（含む、指定介護福祉施設等）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置職員数	指定基準
1. 管理者	1	1
2. 生活相談員	1	1
3. 介護職員	21	24（内3人看護職員）
4. 看護職員	5	
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 医師 (嘱託医4人)	—	
7. 栄養士	1	1

* 栄養士・介護職員等については、指定介護老人福祉施設との兼務となっています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師 (1) 嘱託医 (2) 精神科医	(1) 毎週水曜日・木曜日・土曜日(12時00分～13時00分) (2) 月2回 火曜日(13時30分～16時30分)
2. 介護職員	早出 7時15分～16時00分 日勤 8時30分～17時15分 C勤 10時00分～18時45分 遅出 12時15分～21時00分 夜勤 16時00分～翌10時00分
3. 看護職員 4. 機能訓練指導員	早出 7時00分～16時00分 日勤 8時30分～17時30分 遅出 9時30分～18時30分 *緊急時等の対応のため、自宅にて交替制により夜間待機。

* 勤務時間等については、諸般の事情により変更することがあります。

7 当事業所が提供するサービス

<介護給付によるサービス>

サービスの種別	内 容
入浴	ご要望に応じて入浴及び清拭を行ないます。 機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。
排泄	排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師や看護職員等が、健康管理（口腔を含む）を行います。
送迎	ご要望により、送迎をいたします。
その他	ご契約者の心身等の状況に応じて各種支援を行います。

<介護保険給付外サービス>

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。 ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 食事時間： 朝食 7時30分 ～ 8時30分 昼食 12時 ～ 13時 夕食 18時 ～ 19時	(別表1)
理容・美容	毎月1回、理髪業者の出張によるサービスをご利用いただけます。	実費 (1回あたり1,000円程度)
レクリエーション行事	当施設では、ご契約者が全員参加する定例行事（お誕生会・クリスマス会等）の他、希望者を募り実施する行事に参加していただくことができます。	実費 (定例行事は無料)
居室	多床室をご用意しております。 部屋の空き状況、ご利用者の心身の状況に応じご用意いたします。	(別表1)

* 利用料金 別表1（サービス内容説明書）参照。

* その他、一般的に想定されるサービス提供とは関係のない個人用の日常生活費につきましては、ご契約者の全額負担となります。但し、一律に提供するおむつは除きます。

8 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約について	ご予約は、適宜受け付けております。なお、キャンセル料は無料です。

9 苦情等申立て窓口

当事業所のサービスについてご不明の点や苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。

窓口担当者：高橋小百合、栗村三重子

受付時間：(月～金) 8時30分～17時15分

電話番号：088-637-6622

ファックス：088-637-6623

*その他の相談窓口として、保険者である市町村及び国民健康保険団体連合会等があります。
連絡先は別紙に記載してあります。

10 協力医療機関

医療機関の名称	藍里病院
院長名（嘱託医師名）	多田 友人
所在地	板野郡上板町佐藤塚字東 288-3
電話番号	088-694-5151
診療科	内科
入院設備	無し（但し、必要に応じて他の医療機関を紹介）
医療機関	ともなり消化器・肝臓内科クリニック
院長名	友成 哲
所在地	板野郡上板町七條字山ノ神 22-1
電話番号	088-694-5515
診療科	内科
入院設備	無し（但し、必要に応じて他の医療機関を紹介）
医療機関の名称	野田医院
院長名	野田 泰弘
所在地	板野郡上板町鍛冶屋原字西北原 18
電話番号	088-694-2009
診療科	内科
入院設備	無し（但し、必要に応じて他の医療機関を紹介）
医療機関の名称	天山歯科医院
院長名	加藤 高英
所在地	板野郡上板町七條字西栗ノ木 13-3
電話番号	088-694-2105
診療科	歯科
入院設備	無し

11 緊急時の対応

サービス提供時に病状の急変等が生じた場合には、主治医又は当事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先にご連絡いたします。

1 2 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「上板あおば苑消防計画」にのっとり対応します。
近隣との協力関係	隣接している上板町社会福祉協議会と非常時における相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「上板あおば苑消防計画」にのっとり毎月計画的に実施しています。
防災設備	スプリンクラー・火災通報装置・非常用自家発電機等を設置し、カーテンや絨毯は防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	防火管理者を1名配置し、「上板あおば苑消防計画」を板野西部消防署へ毎年提出しています。

1 3 当事業所ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	面会時間は、7時～21時までです。来訪者は面会時間を遵守し、その都度職員に届けでてください。 なお、来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出	外出の際には、必ず行先と帰苑日時を職員に申し出てください。
食事	食事が不要な場合は、必ず前日までにお申し出ください。この場合には、「食事に係る自己負担額」が減免されます。
居室・設備器具の利用	居室や設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒 迷惑行為	全館禁煙です。また、飲酒はお断りします。 騒音・ペットの持ち込み等、他人が迷惑する行為はご遠慮願います。
所持品管理	現金・貴重品等は、事務所で預かりできますのでお申し出ください。
宗教活動 政治活動	利用者等に対し、迷惑をおよぼすような政治活動や宗教活動はご遠慮ください。

1 4 秘密保持

当事業所は、ご利用者又はご家族の秘密を保持します。

但し、ご利用者に対する適切な支援のため、サービス担当者会議等で情報を用いることがあります。

1 5 事故発生時の対応

サービス提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご家族、保険者、主治医等へ連絡し、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて利用者等に重要事項及びサービス内容の説明を行ないました。

説 明 者

職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業所から上記の説明を受けたことを確認します。

利 用 者

住 所

氏 名

印

利用者の家族等

住 所

氏 名

印

続 柄